

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例(平成23年滋賀県条例第12号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(第16条関係)
- (2) この条例は、この条例の公布の日またはエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第45号)の施行の日のいずれか遅い日から施行することとします。

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第15条 省略</p> <p>(エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等)</p> <p>第16条 事業者は、エネルギー消費機器等(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第77条第1項に規定するエネルギー消費機器等をいう。以下同じ。)を使用する場合には、エネルギー消費性能等(同法第78条第1項に規定するエネルギー消費性能等をいう。以下同じ。)が優れているものを使用するよう努めるとともに、エネルギー消費機器等を効率的に使用するよう努めなければならない。</p> <p>第17条以下 省略</p>	<p>第1条～第15条 省略</p> <p>(エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等)</p> <p>第16条 事業者は、エネルギー消費機器等(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第144条第1項に規定するエネルギー消費機器等をいう。以下同じ。)を使用する場合には、エネルギー消費性能等(同法第145条第1項に規定するエネルギー消費性能等をいう。以下同じ。)が優れているものを使用するよう努めるとともに、エネルギー消費機器等を効率的に使用するよう努めなければならない。</p> <p>第17条以下 省略</p>